

日蒔野6区自治会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、日蒔野6区自治会と称し、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、以下に掲げるような地域活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 行政との連携による自治会運営に関する事
- (2) 郷づくり活動の推進に関する事
- (3) 会員の福祉増進に関する事
- (4) 生活環境の整備、改善に関する事
- (5) 防災、防犯、交通安全及び衛生に関する事
- (6) 文化教養、体育及びレクリエーションに関する事
- (7) 青少年の育成に関する事
- (8) 回覧等、区域内の住民相互の連絡に関する事
- (9) 美化・清掃等区域内の環境の整備に関する事
- (10) 関係機関等との調整に関する事
- (11) その他、目的の達成に必要な事項

(区域)

第3条 本会の区域は福津市日蒔野6丁目内の区域とする。

(会員)

第4条 会の会員は、前条に定める区域の住民および事業所等をもって構成する。

2 事業所等は議決権を有さない**法人会員とし会員と対等**とする。

(賛助会員を廃止し法人会員に改定)

- 3 本会に入会を希望する者は入会届を、退会を希望する者は退会届を、会長に提出しなければならない。ただし、会員が転居等により区域内に居住しなくなった場合と、会費を12ヶ月間未納の場合は、退会したものとみなす。
- 4 本会において重大な規約違反や不正行為があった会員・**法人会員**は、総会の議決により、退会させることができる。
- 5 やむを得ない事情により一定期間区域内に居住しなくなった場合、戻る意思がある場合は退会とせず休会を認めるものとする。その一定期間は自治会費の徴収は免除とする。戻ってきた際は速やかに組長もしくは役員に届け出を行う。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 1名 1名 会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。その他子供会との連絡調整及びイベント時の企画運営、対外調整を行う。
- (3) 会計 1名 金銭の出納及び財務を管理する。
- (4) 広報企画部長 1名 各種事業の企画、各種文書の管理及び広報を担当する。
- (5) 体育部長 1名 体育関係の業務を担当する。

会計監査 2名 会計を監査する。

(役員を選任)

第6条 次年度の役員は、役員を含む全ての会員の中から選任する。

- 2 役員に選任された会員と同居し、世帯を同じくする者は、役員として活動できる。
- 3 会長と会計監査を除く役員と組長は、兼任することを可とする。
- 4 組長が役員選考委員会を組織し、次年度の役員候補者を選定する。

但し、役員候補者がいない場合は、各組の組長が役員選出担当を決めるくじ引きを行い、責任を持って役員を選出する。

(役員及び組長の任期)

第7条 役員及び組長の任期は、定期総会から始まり、翌年の定期総会が成立するまでの1期とする。ただし、再任は妨げないが、続けて同じ役員若しくは組長に再任する場合は、3期続けて再任することを不可とする。(役員について会計を除き、複数年の再任を妨げない)

- 2 補欠により選任または選出された役員及び組長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 同じ世帯から5期続けて、役員または組長を、選任または選出することを不可とする。(役員について候補者選出が困難な場合、会計を除きこれを妨げない)

(組の設置)

第8条 会の運営を円滑に行うために組を設置する。

- 2 組は、会員の中から各組内の合意等に基づき、組長を選出する。
- 3 組長に選出された会員と同居し、世帯を同じくする者は、組長として活動できる。
- 4 家賃や入居費等を負担する住居または施設等に居住する会員及び70歳以上の会員は、組長への選出を辞退する事ができる。
- 5 組割りの編成を行う場合は、総会の議決を必要とする。会長は組割りの編成を行った場合は、市に報告しなければならない。

(役員および組長の報酬)

第9条 役員および組長の年間報酬は、次のとおりとする。

(1) 会長	180,000円
(2) 副会長	50,000円
(3) 会計	40,000円
(4) 広報企画部長	36,000円
(5) 体育部長	<u>36,000円</u>
(6) 会計監査	3000円
(7) 組長	25,000円

- 2 任期途中で退任した場合と、補欠で選任または選出された場合は、在任期間に応じて年間報酬を月単位で按分して支払う。ただし、退任した月は在任期間に含めず、選任または選出された月は在任期間に含める。
- 3 災害や疫病感染などの理由に、事業計画の半数以上が実施されないと認められた場合に、役員および組長の年間報酬の一部を返上することができる。ただし、返上額については、各役員および組長の業務実績に鑑み、それぞれの返上額について役員会で承認を得ることとし、その返上額は規約第9号1項に定める年間報酬の3割を超えない額とする。
- 4 活動実態の認められない役員または組長に対して、役員会は年間報酬の全部または一部の返上を求めることができる。また、求めに応じない場合は、役員報酬の支払いを留保し、総会の議決により、年間報酬の全部または一部を削減して支払うことができる。
- 5 役員または組長を兼務した場合の年間報酬は、それぞれの年間報酬の合計金額とする。

(専門委員の設置)

第10条 本会は、必要に応じ、専門委員を置く。

- 2 専門委員は、会計監査を除く役員及び組長が兼任することを妨げない。

(会議の種類)

第11条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、本会の最高議決機関であり、定期総会と臨時総会とし、1世帯1名の会員をもって構成する。
- 3 役員会は、会計監査を除く役員および組長をもって構成する。

(総会の開催)

第12条 総会は、会長が招集する。

- 2 定期総会は、年1回開催する。
- 3 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 全会員の3分の1以上から請求があったとき。

(総会の審議事項)

第13条 総会は、次の掲げる事項を審議議決する。

- (1) 事業報告及び決算に関する事項
- (2) 事業計画及び予算に関する事項
- (3) 役員を選任に関する事項
- (4) 規約の改正に関する事項
- (5) その他会務上必要な事項

(総会の議長)

第14条 議会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第15条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第16条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第17条 止むを得ない理由のために総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における第15条及び第16条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第18条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人の2人が署名押印しなければならない。

(役員会の開催)

第19条 役員会は、会長が招集する。

- 2 役員会は概ね1ヶ月に1回開催する
- 3 その他、会長が必要と認めたとき開催する。

(役員会の協議事項)

第20条 役員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の議長)

第21条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(経費)

第22条 本会の運営に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会費)

第23条 会費は1世帯月額800円とする。

- 2 生計を一にする複数世帯が、同じ住居に居住する場合は、1世帯と同額の会費とする。
- 3 会費は本会に入会した月から発生し、退会した月は不要とする。
- 4 **法人会員**が負担する**法人会員会費**は、細則に定める。
- 5 集合住宅や施設等の会費を一括して管理会社等が納付する場合の納付額については、細則に定める。ただし、2割を超える減額を行ってはならない。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算の執行)

第25条 役員会は、予算の執行について、連帯して責任を負う。

- 2 本会に関する全ての金銭取引は、取引を証明する証憑書類とともに帳簿を作成し、少なくとも5年間、保管しなければならない。
- 3 会員及び**法人会員**の求めがあれば、会計に関する帳簿類を、例外なく開示しなければならない。

(支出の承認)

第26条 支出は、その性質や金額に応じて、以下の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 1万円以上の支出は、役員会の事前承認があること。
 - (2) 10万円以上の支出は、総会の事前決議または事前周知による会員の同意があること。
 - (3) 前2号の支出のうち、商品の購入に係るものは、購入した商品の目録を作成し、当年度の決算において公表すること。
- 2 前項に定める支出は、商品の単価ではなく、年間支出総額を対象とする。

(予算の流用)

第27条 予算の流用はこれを認めない。但し、役員会が真に必要と認める緊急性を要する支出については、その限りではない。

(会計)

第28条 本会の会計は、一般会計と特別会計とする。

(特別会計)

第29条 本会は、特定の用途または諸活動の実施に備え、特別会計を設けることができる。

- 2 特別会計は、総会の決議により用途を定め、一般会計からの繰入金により積み立てを行う。
- 3 特別会計からの支出は、第27条による場合を除き、総会の事前承認を要する。

(会務手当)

第30条 本会が第5条で定める役員及び組長以外の者に、外部の組織や活動に本会の代表または委任等で参加する場合、その者に対して、役員会の承認により1名あたり2万円を上限として手当を支給する事を可とする。但し、5千円以上の手当は総会で予算の承認を要する。

(飲食費)

第31条 飲食等の提供は、次の場合を除き行なってはならない。

- (1) 事業計画で承認された飲食を目的とする行事で、全ての会員及び**法人会員**を対象に行う場合または総会で1名若しくは一世帯あたりの飲食予算の承認を受けた場合。
- (2) 事業計画で承認された各種行事の参加者及びボランティアに対して行う、1名あたり千円以下の食事及び飲料の提供。
- (3) 模擬店等の売上から経費を差し引いた残額で、当該行事のボランティアを対象に行う飲食等の提供。
- (4) 会議等において支給する1名あたり二百円以下の飲食等の提供。
- (5) 事業計画で承認された体育大会の出場者に対して、参加賞として1名あたり千五百円を上限に行う飲食等の提供または記念品等の進呈。

(情報公開)

第32条 会務の円滑化と組織の透明化を目的として、次の方法で周知及び情報公開を行う。

- (1) 3か月に一度以上、自治会活動の報告や周知内容を記した会報を作成し、回覧を行う。
- (2) 現行の規約及び細則、役員会の議事録等をホームページに公開する。
- (3) 前2号の情報及び会計関係書類は、会員及び**法人会員**から閲覧の請求があれば、役員または組長は、必要箇所を印刷したうえで速やかに交付しなければならない。

(細則への委任)

第33条 この規約の施行に関し必要な事項は、役員会の承認を経て、会長が別に定める。

2 前項で定められた細則は、会員及び**法人会員**に公表し、縦覧できるようにしなければならない。

附則 この規約は、本会が設立した平成27年4月26日から施行する。

附則 この規約は、平成28年4月10日から施行する(一部改正)

附則 この規約は、平成29年4月16日から施行する(一部改正)

附則 この規約は、平成30年4月8日から施行する(一部改正)

附則 この規約は、平成31年4月14日から施行する(一部改正)

附則 この規約は、令和2年4月12日から施行する(一部改正)

附則 この規約は、令和3年4月11日から施行する(一部改正)

附則 この規約は、令和4年4月19日から施行する(一部改正)

附則 この規約は、令和5年4月9日から施行する(一部改正)

附則 この規約は、令和6年4月14日から施行する(一部改正)

附則 この規約は、令和6年12月16日から施行する(一部改正)

附則 この規約は、令和7年4月12日から施行する(一部改正)